別表二　内航船舶

番号	船舶
1	総トン数が二千トン未満の船舶で第一号から第三号までに掲げる装置（第四号又は第五号に規定する船舶にあっては、それぞれ第四号又は第五号に掲げる装置及び第一号から第三号までに掲げる装置）の全てを有しているもの 一　別表一第二号から第六号まで及び第八号に掲げる装置 二　発電用機関（次のいずれかに該当するものに限る。）の自動温度制御装置付発電機関 イ　燃料油（加熱を要するものに限る。） ロ　A重油専用発電機関 ハ　ターボ・ジェネレーター 三　推進関係機器（次のいずれかに該当するものに限る。） イ　推進効率改良型プロペラ（プロペラ・ボス取付翼、ハイスキュー・プロペラ、可変ピッチ・プロペラ、二重反転プロペラ、ポッドプロペラ又はプロペラ前部放射状型取付翼に限る。） ロ　推進効率改良型舵（サイドスラスター、整流板付舵、フラップ付舵又はシリング舵に限る。） ハ　推進効率改良型船型（船尾装着フィン、バトックフロー船型、エラ船型、空気潤滑システム、船尾バルブ又はバルバスバウキャップに限る。） ニ　燃料改質器 ホ　船首方位制御装置 四　ボイラーを有する船舶にあっては、A重油専用ボイラー又は自動制御型ボイラー 五　荷役用暴露甲板の鋼製ハッチ・カバー（ポンツーン型のものを除く。）を有する船舶にあっては、その動力駆動装置
2	総トン数が二千トン以上の船舶で第一号から第三号までに掲げる装置（第四号から第六号までに規定する船舶にあっては、それぞれ第四号から第六号までに掲げる装置及び第一号から第三号までに掲げる装置）の全てを有しているもの 一　1の項第一号から第三号までに掲げる装置 二　衛星航法装置 三　衝突予防援助装置 四　ボイラーを有する船舶にあっては、A重油専用ボイラー又は自動制御型ボイラー 五　荷役用暴露甲板の鋼製ハッチ・カバー（ポンツーン型のものを除く。）を有する船舶にあっては、その動力駆動装置 六　コンテナ船又は重量物運搬船（制限荷重が百トン以上の揚貨装置を有する船舶をいう。）にあっては、バラスト・タンクの遠隔制御装置

別表三　漁船

番号	船舶
1	総トン数が二十トン未満の船舶で第一号から第四号までに掲げる装置（第五号に規定する船舶にあっては、第一号から第五号までに掲げる装置）の全てを有しているもの 一　主機関過回転防止装置及び潤滑油圧力低下に対する保護装置 二　主機関の潤滑油及び冷却水の自動温度制御装置 三　燃料油タンク（次のいずれかに該当するものに限る。） イ　計測装置付燃料油常用タンクを有するもの ロ　オーバーフロー・ラインを有するもの 四　機関室内ビルジ処理装置又はシールスタン式軸封装置 五　発電用機関を有する船舶にあっては、潤滑油及び冷却水の自動温度制御装置付発電機関又は軽油若しくはA重油専用発電機関
2	総トン数が二十トン以上の船舶で第一号から第三号までに掲げる装置（第四号に規定する船舶にあっては、第一号から第四号までに掲げる装置）の全てを有しているもの 一　1の項第一号から第四号までに掲げる装置 二　自動操舵装置 三　推進関係機器（次のいずれかに該当するものに限る。） イ　推進効率改良型プロペラ（ハイスキュー・プロペラ又は可変ピッチ・プロペラに限る。） ロ　推進効率改良型舵（サイドスラスター、整流板付舵、フラップ付舵又はシリング舵に限る。） ハ　推進効率改良型船型（バトックフロー船型又はバルバスバウに限る。） 四　発電用機関を有する船舶にあっては、潤滑油及び冷却水の自動温度制御装置付発電機関又はA重油専用発電機関

○国土交通省告示第六百九十一号

地方税法施行令附則第十六条の二の八第五項第二号に規定する国土交通大臣の証明に関する手続を定める件（昭和六十三年国土庁告示第二号）は、平成二十三年六月三十日をもって廃止する。

平成二十三年六月三十日　　国土交通大臣　大畠　章宏

附　則

現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第八十三号）附則第八条第二項の規定によりなお従前の例によることとされた事業所税に係る地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成二十三年政令第二百二号）による改正前の地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）附則第十六条の二の八第五項第二号に規定する国土交通大臣の証明に関する手続については、なお従前の例による。

○国土交通省告示第六百九十二号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第八条第一項各号及び第二十九条の六第一項各号の規定に基づき、平成二十一年国土交通省告示第三百七十四号の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十三年六月三十日　　国土交通大臣　大畠　章宏

前文中「区域」を「区域又は地区」に改める。

第一項中「（別表二に掲げる鉄道貨物駅から五キロメートルを超え、かつ、十キロメートル以内の区域にあるものを除く。）」を削る。

第二項を次のように改める。

2　令第八条第一項第二号及び第二十九条の六第一項第二号に掲げる地区は、別表二に掲げる開港の区域を地先水面とする地域において定められた港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第四項に規定する臨港地区とする。

別表一第一号中「同郡上川町字菊水」を「同道紋別郡遠軽町丸瀬布南丸」に改め、同表第十号中「同郡同町澤乙」を「黒川郡富谷町穀田字瀬戸ノ沢」に改め、同表第十三号中「東松島市川下」を「宮城県宮城郡松島町根廻字音無」に、「中田町浅水字新十三号」を「東和町米谷字越路」に改め、同表第二十八号中「埼玉県比企郡川島町大字中山字蛭田」を「北本市石戸宿」に、「梶内」を「柳橋字谷津」に改め、同表第四十四号中「枚方市長尾台」を「門真市大字三ツ島」に改め、同表中第七十四号を第七十九号とし、第六十八号から第七十三号までを五号ずつ繰り下げ、同表第六十七号中「字我那覇佐真下原」を「字田頭田原」に改め、同号を同表第七十二号とし、同表中第六十六号を第七十一号とし、第六十号から第六十五号までを五号ずつ繰り下げ、同表第五十九号中「前原市大字東」を「糸島市東」に、「干尽町」を「中里町」に改め、同号を同表第六十四号とし、同表中第五十八号を第六十三号とし、第五十七号を第六十二号とし、第五十六号を第六十号とし、同号の次に次の一号を加える。

六十一	小郡萩道路（一般国道四百九十号のうち美祢市美東町小野字田ノ口から同市同町綾木字火尻までの区間の道路をいう。）